
学校いじめ防止基本方針

— 子どもたちの安心安全な学校をめざして —

茅ヶ崎市立円蔵小学校

平成26年2月
(令和4年5月改訂)

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットによる行為も含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

《いじめ防止対策推進法》

※定義についての補足説明

- ・いじめの態様には、暴力や暴言、本人のいないところでの些細な陰口や悪口、嫌がらせなども含まれます。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。

2 いじめに対する基本姿勢

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿になっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。また、いじめを行っている子どもが自分の行為をいじめと気づいていない場合もあります。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在していることから、次の視点をもって問題に向き合うことが必要です。

- ・いじめは、いじめを受けた児童・生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為です。
- ・いじめは、どの学校の、どの年齢の児童にも起こり得ます。
- ・いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- ・いじめは、「被害者」・「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」と言われる周囲の児童にも注意を払う必要があります。
- ・いじめは、起きた事例に対して指導・支援をするだけでなく、その事例から子どもたちに何を学ばせたいのかを明確にして組織的な対応を行います。

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。私たち大人が、他者と人権を尊重し合う 社会をつくっていき、手本となることも、児童間のいじめを予防することにつながるという認識をもつことが大切です。

II いじめの防止等のために実施する措置

1 いじめの未然防止

他者への思いやりの気持ちをもち、ストレスに柔軟に対応できる児童を育てることが、いじめの未然防止につながります。学校教育目標「豊かな心を持ち、自らの生活を意欲的に切り開いていく自律した子どもの育成」の具現化を目指して、自尊感情をはぐくみ、レジリエ

ンス（折れない心）をもつ児童を育てます。他者とのかかわりの中で自身が認められる経験や共有体験を積み重ねることにより、ありのままの自分を認める感情が育成され、それが他者を思いやる気持ちやしなやかに生きる力をつくり、ひいてはいじめの未然防止につながると考えます。

- ・体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。
- ・地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して地域の人々とふれあう機会を増やします。
- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを推進します。
- ・児童会活動等を通して、主体的に考えて行動する機会を設けるよう努めます。
- ・児童に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- ・配慮が必要な児童に係るいじめについては、いじめを受けた児童への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うようにします。
- ・学校での教育活動の様々な場面において「いのち」の大切さを学ぶ教育を実施します。
- ・インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、必要な啓発活動を行います。また、学級活動や授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。

2 いじめの早期発見

- ・「いじめは、どの学校の、どの年齢の児童・生徒にも起こり得る問題である」という認識をもち、各学校において、日頃から児童の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築に努めます。
- ・児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談等を実施するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、相談があった場合は迅速に対応します。

3 いじめへの対応

- ・当該学校の児童が、いじめを受けているとの通報を受けたときや、いじめを受けている疑いがあると思われるときは、いじめ対策委員会において、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講じます。
- ・いじめがあったことが確認された場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた児童をいじめが解消するまで守り、落ち着いた学校生活を再開できるよ

- う、いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を日常的に注意深く観察し、再発防止に努めます。
 - ・いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、いじめを行った児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、いじめを行った児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、落ち着いた学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
 - ・これらの対応については、関係教職員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます

4 家庭・地域・関係機関等との連携

- ・保護者や地域の関係団体等と連携して、保護者や地域全体で児童を見守り、健全な成長を促すことに協力して取り組みます。
- ・子どもがいじめを受けている疑いがあると思われるときに、保護者が相談するための学校における相談窓口を周知します。
- ・いじめを受けた児童と、いじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応を行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- ・いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図ります。

Ⅲ いじめ防止等を推進する体制

いじめの防止、早期発見や対処等を組織的に行うため、「いじめ防止委員会」および「いじめ対策委員会」を設置します。

1 「いじめ防止委員会」の設置

○構成メンバー

- ・校長、教頭、児童指導部（児童指導担当、教育相談コーディネーター、各学年等）

○活動内容

- ・「学校いじめ防止基本方針」を検証し、必要に応じて修正する。
- ・いじめ防止研修会など、いじめ防止に関する学校としての取組を計画・推進する。

2 「いじめ対策委員会」の設置

＜軽微と思われる事案の調査・対応＞

○構成メンバー

- ・当該学年主任、当該学年職員

※調査・対応の過程で、軽微と思われない事案であると判断を改めた場合は、次のメン

バーに構成員を拡充します。

＜軽微と思われない事案の調査・対応＞

○構成メンバー

- ・児童指導支援担当、教育相談コーディネーター、当該学年主任、当該学年職員、養護教諭、（必要に応じて管理職も入る）

※対応を適切に行うために、追加の構成員（外部の専門職含む）が必要と思われる場合は、基本構成員が管理職に相談し、校長が、事案に応じた補充構成員を任命します。

IV 重大事態への対処

いじめにより、子どもの生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会に報告します。また、茅ヶ崎市教育委員会が、学校主体で調査を行うと判断した場合は、「緊急対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

○構成メンバー

- ・校長、教頭、児童指導支援担当者、教育相談コーディネーター、当該学年職員、養護教諭、教育委員会担当者

※追加の構成員は、教育委員会と検討し、校長が任命します。

※専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

V その他

いじめ防止の土台となる、安心安全な学校づくりについての取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、自校の取り組みを評価する。